

# 島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱

制 定 平成3年8月9日島根県告示第719号

最終改正 令和8年3月27日島根県告示第189号

(目 的)

第1条 この告示は、島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）に基づき県内に立地を行う企業に対し、県が金融機関の協調を得て、その立地に必要な資金（以下「ソフト産業等立地促進資金」という。）を融資することにより、県経済の発展に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取扱金融機関 普通銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合、信用農業協同組合連合会、農業協同組合及び漁業協同組合 J F しまねで知事の指定を受けたものをいう。
- (2) 企業 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第2条第2号から第6号までに規定する業種に属する事業を営む法人で条例第4条の規定による認定を受けたものをいう。

(資金措置)

第3条 県は、毎年度予算の範囲内で、ソフト産業等立地促進資金の融資に必要な資金を取扱金融機関に預託するものとする。

- 2 前項の資金の預託利率、預託額、預託期間及び償還方法は、別に締結する契約で定めるものとする。
- 3 取扱金融機関は、第1項の規定に基づき預託を受ける額に、別に定める協調倍率を乗じて得た額以上の融資（以下単に「融資」という。）を行うものとする。

(融資対象事業費)

第4条 融資の対象となる経費（以下「融資対象事業費」という。）は、次の各号に掲げる資金の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 設備資金 規則第3条第1項第1号アに規定する投下固定資本（以下単に「投下固定資本」という。）のうち、新たな施設又は設備（以下「融資対象施設等」という。）の取得に要する経費
- (2) 運転資金 次に掲げる経費を合計したもの。
  - ア 設備機器のリース又は割賦払に要する経費の1年分
  - イ 人件費の1年分
  - ウ 土地及び建物の賃借料の1年分

- 2 融資対象施設等の取得は、条例第4条の規定による認定を受けた日から、知事が認める場合を除き、2年以内に行わなければならない。

(融資条件)

第5条 融資条件は、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 融資限度額

ア 設備資金 2億円。ただし、投下固定資本の合計額の80パーセント以内とする。

イ 運転資金 6千万円

(2) 融資利率 年0.90パーセント。ただし、責任共有制度（信用保証協会の保証付き融資について、原則として、金融機関が20パーセントの責任を負担する制度をいう。）の対象となる場合は、年1.05パーセントとする。

(3) 融資期間

ア 設備資金 15年以内

イ 運転資金 7年以内

(4) 償還方法

ア 設備資金 2年以内据置き。原則として元金均等月賦償還とする。

イ 運転資金 1年以内据置き。原則として元金均等月賦償還とする。

(5) 保証人その他の担保 取扱金融機関又は島根県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の定めるところによる。

(6) 信用保証 取扱金融機関の定めるところによる。

(7) 保証料

ア 設備資金 年0.45パーセント以上2.20パーセント以下（事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115中庁第15号）に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、同要綱の規定により各資金の保証料率に年0.25パーセント又は年0.45パーセントを上乗せする。以下イにおいて同じ。）

イ 運転資金 年0.40パーセント以上1.70パーセント以下

（借入申込み）

第6条 融資を受けようとする企業（以下「申込者」という。）は、別に定める借入申込書を取扱金融機関へ提出しなければならない。

（融資協議）

第7条 取扱金融機関は、前条の規定による借入申込書の提出があった場合において内容を審査の上適当と認めるときは、別に定めるところにより、ソフト産業等立地促進資金の融資について知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定により協議があったときは、内容を審査の上融資の適否について取扱金融機関に対し通知するものとする。

（融資）

第8条 取扱金融機関は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに申込者に対し融資を行うものとする。

2 取扱金融機関は、融資を完了したときは、遅滞なく知事に報告するものとする。

（目的外利用の禁止）

第9条 融資を受けた企業（以下「借受者」という。）は、融資を受けた資金を融資の目的以外の目的に利用してはならない。

（事業内容の変更等）

第9条の2 借受者は、融資に係る事業内容を変更しようとするときは、取扱金融機関に申し出なければならない。

2 取扱金融機関は、前項の規定による申出があったとき及び融資条件を変更しようとするときは、別に定めるところにより、知事に協議しなければならない。

3 知事は、前項の規定により協議があったときは、内容を審査の上適否について取扱金融機関に対し通知するものとする。

(繰上償還)

第10条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ契約で定めるところにより、借受者に対し、期限を定めて取扱金融機関へのソフト産業等立地促進資金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 条例第8条第1項の規定により認定を取り消されたとき。

(2) 虚偽の方法によってソフト産業等立地促進資金の融資を受けたことが明らかであるとき。

(3) ソフト産業等立地促進資金の融資後、正当な理由なく、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したとき。

(4) ソフト産業等立地促進資金の融資を受けて取得した施設又は設備を、他に売却又は譲渡したとき。

(5) 融資対象事業費の減少により、ソフト産業等立地促進資金の当初借入額が融資対象事業費を超えたとき。

(6) 投下固定資本の合計額の減少により、ソフト産業等立地促進資金の当初借入額が投下固定資本の合計額の80パーセントを超えたとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、この告示に違反したとき。

2 取扱金融機関は、前項の規定に基づき借受者よりソフト産業等立地促進資金の返還があった場合は、遅滞なく知事に報告しなければならない。

(完了報告等)

第11条 借受者は、融資対象事業費の支払を完了したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

2 借受者は、操業開始後1年を経過したときから融資期間満了までの間、経営状況等について知事に報告しなければならない。

(完了検査等)

第12条 知事は、前条第1項の報告があったときは、借受者に対し完了検査を実施するものとし、借受者はこれを拒んではならない。

2 知事は、前項の完了検査のほか必要があると認めたときは、借受者に対し必要な調査を実施することができるものとし、借受者はこれを拒んではならない。

(損失補償)

第13条 知事は、保証協会がソフト産業等立地促進資金の運転資金の融資に係る保証契約に基づいて代位弁済をしたときは、別に定めるところにより保証協会に対して損失補償金を支払うものとする。

(雑則)

第14条 この告示に定めるもののほか、ソフト産業等立地促進資金の融資に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この告示は、平成3年8月9日から施行する。

附 則(平成4年告示第449号)

1 この告示は、平成4年4月17日から施行する。

2 この告示の施行の際現に島根県工業開発促進条例施行規則（昭和48年島根県規則第79号）第2条の規定により工場等の新設について文書を交換している当該工場等の新設に係るソフト産業等立地促進資金の融資については、なお従前の例による。ただし、融資利率については、島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条の規定による認定を受けた企業に対し融資されるソフト産業等立地促進資金に係る融資利率の例による。

附 則(平成4年告示第871号)

1 この告示は、平成4年10月10日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、平成4年10月10日以後の第7条第2項の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成6年告示第73号)

1 この告示は、平成6年2月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、平成6年2月1日以後の第7条第2項の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成7年告示第400号)

1 この告示は、平成7年5月1日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第5条第2号の規定は、平成7年5月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成7年告示第573号)

1 この告示は、平成7年7月3日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第5条第2号の規定は、平成7年7月3日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成7年告示第783号)

1 この告示は、平成7年10月2日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第5条第2号の規定は、平成7年10月2日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成8年告示第360号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年告示第942号)

- 1 この告示は、平成8年11月13日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第5条第2号の規定は、平成8年11月13日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成9年告示第344号)

- 1 この告示は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第5条第2号の規定は、平成9年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成11年告示第239号)

- 1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第5条第2号の規定は、平成11年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成11年告示第428号)

- 1 この告示は、平成11年6月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第5条第2号の規定は、平成11年6月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成12年告示第313号)

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、平成12年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成13年告示第261号)

- 1 この告示は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第5条第2号の規定は、平成13年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成14年告示第353号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年告示第313号)

- 1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第5条第2号及び第7号の規定は、平成15年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成17年告示第423号)

- 1 この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第 5 条第 7 号の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年告示第 484 号)

- 1 この告示は、平成 18 年 4 月 4 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第 5 条第 7 号の規定は、平成 18 年 4 月 4 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年告示第 275 号)

- 1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第 5 条第 2 号の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年告示第 793 号)

- 1 この告示は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第 5 条第 2 号及び第 7 号の規定は、平成 19 年 10 月 1 日以後の知事の通知に係る融資（信用保証協会が債務の保証をするものにあつては、同日以後に信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資）について適用し、同日前の通知に係る融資（信用保証協会が債務の保証をする融資にあつては、同日前に信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資）については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年告示第 289 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年告示第 799 号)

この告示は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年告示第 231 号)

- 1 この告示は、平成 21 年 3 月 27 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、平成 21 年 3 月 27 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年告示第 242 号）

- 1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年告示第 186 号）

- 1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、平成 26 年 4 月 1 日

以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年告示第 391 号）

- 1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、平成 26 年 7 月 1 日以後に申請された島根県立地促進条例（平成 4 年島根県条例第 23 号）第 4 条第 1 項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）に関する融資について適用し、同日前に申請された認定計画に関する融資については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年告示第 241 号）

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年告示第 164 号）

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年告示第 185 号）

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年告示第 206 号）

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年告示第 243 号）

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、令和 6 年 3 月 15 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年告示第 189 号）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。